



マイナンバーカード

企業・団体 出張申請受付 自宅受取り・無料撮影

役場の職員が職場などに伺って申請を受付します！カードを取得するなら今！！

ポイント① 役場に行かなくてもマイナンバーカードが申請・受取りできる！

- 申請したカードはご自宅で受取り！役場にお越しいただく必要はありません。
- 免許証など顔写真付きのもの。なければ、保険証と年金手帳や社員証（顔写真付き）などの証明書2点をご準備ください。
※必要書類が揃っていない場合は、役場での受取りとなります。

ポイント② 出張の費用や顔写真撮影が無料！

- マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を無料で撮影します！
- 出張費用もいただきません！



＜出張申請受付の流れ＞



ご利用の条件

- 町内に事業所を有する企業および町内で活動する各種団体・グループにおいて、申請等が見込まれること（人数についてはご相談ください）
- 申込団体等において、会場の準備、申請者周知募集、申請書等取りまとめができること
- 詳細は上島町ホームページをご確認ください

上島町 マイナンバーカード出張申請 [検索](#)

＜出張申請受付のご相談・お申し込みは＞

上島町役場 健康福祉部 住民課 戸籍住民係

☎77-2503 E-mail: koseki-jumin@town.kamijima.lg.jp

■ マイナポイント申請に必要な物。「4つだけ！」

- | | |
|------------------------|---|
| ① マイナンバーカード | ③ 決済サービスID・セキュリティコードがわかるもの
（クレジットカード、電子マネーカードなど） |
| ② マイナンバーカード
の4桁暗証番号 | ④ 銀行口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード）
※公金受取り口座登録時に使用 |

■ 主なお問い合わせ内容



Q 「決済サービス」って何ですか？

現金を使用せず、電子化されたお金でお買い物ができるサービスのことで、「電子マネー」や「クレジットカード」などを示します。

93種類の
決済サービス

役場申請サポート窓口で確認

インターネット（マイナポイント
サイト）で確認できます。



Q 受取ったマイナポイントは、どうやって使いますか？

マイナポイントを受取ったら、マイナポイントを電子的なお金に換える必要があります。これは、お手持ちのスマホ、パソコンを使用して換えることができます。※決済サービスにより、設定方法は異なります。

決済サービス

電子マネー

電子マネーのアプリを起動して、ポイントの使用方法を変更します。

クレジットカード

インターネットを使用して、クレジットカードのマイページにアクセス。ポイントの使用方法を変更します。



※マイナポイント申請以外の、ポイントの使い方等も、役場申請サポート窓口でサポートしますので、お問い合わせください。



Q 上島町でマイナポイントを使って買い物ができますか？

上島町にあるコンビニやスーパー、一部飲食店等でご利用いただけます。店舗により決済サービスが異なる場合がありますので、詳しくは各店舗にご確認ください。



マイナポイントに関するお問い合わせ先

○上島町役場 企画情報課 役場申請サポート窓口 ☎77-2501

■国のマイナポイントについて
○マイナンバー総合フリーダイヤル
（☎ 0120-95-0178）

■愛媛県版マイナポイントについて
○愛媛県マイナポイント支援窓口
（☎ 0120-584-870）